

「令和8年度おにぎりレシピコンテスト」募集要項

1 目的

秋田県ごはん食推進会議（会長：県農林水産部長）では、平成28年から毎月第3日曜日（あきた家族ふれあいサンサンデー）を「ごはんの日」として定め、米を主体とした健康的な食生活の推進と、秋田米の一層の消費拡大に努めています。

こうした活動の一つとして、県民の「ごはん食」への関心を高めるため、おにぎりのレシピを募集します。

2 主催

秋田県ごはん食推進会議

3 募集内容（テーマ）

「毎日食べたいおにぎり」レシピ

4 応募資格

秋田県内在住の方（年齢は問いません。ただし、未成年者の方は保護者の同意を得たものとみなします。）

5 応募要件

- ・秋田県産米を使用することとします。
- ・秋田県産食材を1種類以上使用することとします。（米を除く）
※割合は問いません。
- ・材料費は1個250円以内とします。
- ・応募作品（レシピ名や完成写真等の応募用紙に記載された一切の内容）は、自作で未発表のものに限ります。なお、盗作した作品については無効とします。

6 応募方法

応募用紙に記入事項を明記の上、封書、FAX、メールのいずれかでお申し込みください。

※応募用紙は県公式サイト「美の国あきたネット」の「令和8年度おにぎりレシピコンテスト レシピ大募集！！」のページからダウンロードしてください。

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/92871>

7 応募先

（1）封書の場合

- ・郵便番号：010-8570（住所記入不要）
- ・秋田県農林水産部農業経済課 秋田県ごはん食推進会議事務局 あて

（2）FAXの場合

- ・FAX 番号：018-860-3806

（3）メールの場合

- ・メールアドレス：noukei@pref.akita.lg.jp

8 応募締切

令和8年8月24日（月）

※封書の場合は当日消印有効、FAX とメールからの送信は当日必着とします。

9 審査方法

①秋田県ごはん食推進会議事務局による予備審査を実施

②予備審査を通過したレシピについて、秋田県ごはん食推進会議の幹事による本審査を実施

10 審査基準

- ①テーマに合ったレシピであるか
- ②独自性
- ③再現性
- ④味

11 審査スケジュール（予定）

予備審査 令和8年9月中旬

本審査 令和8年10月中旬～下旬

結果発表 令和8年11月上旬

※前後する場合があります。

12 賞

- ・グランプリ 1点 副賞：サキホコレ 20kg
- ・準グランプリ 数点 副賞：サキホコレ 5kg

13 入賞者の公表

入賞された方には事務局から直接お知らせするとともに、県ホームページ等において、レシピ、氏名、市町村名を公表します。

あらかじめ同意の上、御応募ください。

14 レシピの使用等

- ・応募作品は、「ごはんの日」の普及啓発用資材に使用するほか、各種イベント等で活用します。
- ・応募作品の返却は行わないものとします。
- ・応募に関する個人情報は、今回の募集に関連する場合のみに使用します。
- ・入賞したレシピはリーフレットに掲載します。

15 注意事項

- ・入賞作品の著作権（著作権法第21条から第28条までの権利を含む。）、その他の知的財産権の一切は、秋田県ごはん食推進会議に無償で帰属するものとします。
- ・入賞作品はアレンジされることもあり、応募者は当会議による作品の一部修正・翻案（著作権法第27条に定める権利行為）を認めることとし、著作者人格権を

行使しないものとします。

- ・応募者は当会議又は当会議が指定する第三者による入賞作品の使用・活用について、著作権人格権を行使しないものとします。
- ・応募者は応募作品が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとします。万一、応募作品に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、応募者は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、当会議に生じた被害については、損害を賠償するものとします。
- ・著作権等の侵害があった応募作品については無効となります。
- ・応募の時点で、本募集要項に同意したものとみなします。

16 お問い合わせ先

秋田県ごはん食推進会議（事務局：秋田県農業経済課）

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

TEL：018-860-1763 FAX：018-860-3806

メール：noukei@pref.akita.lg.jp